

# 議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和2年2月17日

亀山市議会

## 議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和2年2月17日(月) 午後1時27分～午後2時33分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員  
部 会 長 服 部 孝 規  
副 部 会 長 今 岡 翔 平  
部 会 員 草 川 卓 也 森 美和子 鈴 木 達 夫  
岡 本 公 秀 伊 藤 彦太郎  
会 長 小 坂 直 親  
副 会 長 新 秀 隆
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 事 務 局 長 草 川 博 昭 議事調査課長 渡 邊 靖 文  
水 越 いづみ 村 主 健太郎
- 6 案 件  
1. 第61回検討部会の確認事項について  
2. 議会改革白書2020への掲載内容の確認について  
3. 議題  
(1) 議会提出議案への市長等の意見表明について  
(2) 議会の情報化について  
(3) 子ども議会の実施について  
(4) 所管事務調査結果の報告について  
(5) 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方  
4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後1時27分 開 会

○部会長（服部孝規君） それでは、第62回の検討部会を始めさせていただきます。

1番目に、61回検討部会の確認事項について、事務局お願いします。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは、説明いたします。

事項の1でございますが、前回第61回の検討部会の確認事項ですが、前は今期に取り組む検討課題について、現在着手中のものと未着手のものについて現状を説明させていただいた上で、部会員の皆様に優先順位をつけていただきました。

特にこちらの②の議会の情報化につきましては、タブレット端末が購入から5年を経過して、タブレットの更新をにらみまして、本年10月には関係予算を求めていく予定でありますことから、次期タブレットの機能やシステム等運用については早急に検討をしていく必要があるということで優先であると。その検討の手法としては、検討部会内にプロジェクトチームを設置してそこで研究し、その経過を検討部会に報告していただくことが確認されました。

また、④の議会提出議案への市長等の意見表明につきましては、現在、政策検討部会で議会からの子ども条例の立案、検討が始まりましたが、実際の条例の制定後の運用は執行部の事務事業に関わってくることもあり、こちらの検討課題については早急に整理する必要があるということで優先であると確認いただいております。

そして、未着手でありました⑧の本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのかにつきましては、平成22年の基本条例策定以来10年を経過する中で、そろそろ条例の検証見直しに着手すべきではないかということで優先していこうということを確認は頂いております。

そして、これら以外の着手中の課題につきましても順次検討していくこととして、今期10月頃までのスケジュールを確認いただいております。

(3)につきましては、現在検討課題ではありませんが、所管事務調査結果の報告についてということで、所管事務調査の提言後における市民や関係団体への報告や意見交換会の取組について、これを所管事務調査の延長とするのか、議会報告会的なものとするのかについて、スケジュールや時期の問題、具体的な開催方法等々、諸々の課題がありますので、それらを含めて検討課題で検討していくことを確認いただいております。

こちらにつきましては、検討課題としての議会報告会というのは所管事務調査の中の意見交換会を充実、発展させていくということで一旦完了としておりますので、この所管事務調査結果の報告につきましては新たな検討課題として上げ直すこととされました。

また、次の(4)の子ども議会につきましても、提案がありましたことから検討課題として上げ、次期タブレット端末と同様に検討部会の中にプロジェクトチームを設けて検討し、その経過を部会に報告していただくことが確認されました。

前回の事項については以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 今回の報告で何かありますか。よろしいですか。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 子ども議会への対応については、プロジェクトということは覚えているんですけど、僕が聞き漏らしたのか、僕が悪いのか、タブレットの運用、更新、10月には予算を上げなきゃいけないという中で、プロジェクトという話というのは、確認ですけれども出ていましたっけ。

○部会長（服部孝規君） はい、出ていました。

○部会員（鈴木達夫君） それではよろしいです。失礼しました。

○部会長（服部孝規君） ほかによろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） なければ、2の議会改革白書2020への掲載内容の確認について、事務局をお願いします。

○議会事務局員（村主健太郎君） こちらにつきましては、前回の会議以降、議会としての決定事項はございませんので、なしということをお願いいたします。

○部会長（服部孝規君） それでは、3の議題に入っていきます。

1番目が議会提出議案への市長等の意見表明についてであります。

事務局から、まず説明をいたさせます。

○議会事務局員（村主健太郎君） 議会提出議案への市長等の意見表明について、検討課題25でございます。

資料1のカルテ25をご覧ください。

議会提出議案に対する市長等の意見表明につきましては、現在認めておりませんが、議会提案の新規条例の制定等に関わっては、この市長の意見表明の取扱いについて検討することとなっております。

こちらの課題につきましては、前回もご紹介いたしました、平成26年に株式会社ぎょうせいから資料等に基づき全議員が説明を受けております。

お手元のカルテの2ページ目に記載がございますとおり、まずこの1つ目の白のひし形の項目ですが、団体意思の決定に係る議員提出議案に対して市長等が意見表明を行うということは、プロセス的に考えづらく好ましくない、これまでもあまり事例が見られないというのが当時の全国市議会議長会調査部の見解でございます。

そしてその下のほうに行きまして、2つ目の黒丸の文脈の中で、一般的に大半の事例としては、こういった提案の前には事前に長の意思確認が行われていると考えられますという分析。それからまた、その下の黒丸の2段落目の最後のところあたりですが、それゆえ、場合によっては議決内容に対する再議という権限を有しているのが長ですということで、議会側が市長の政策方針と大きく異なる条例を議決した場合には、市長は再議に付することができるという手続があります。

こうした考え方や手続がある中で、当時の検討部会内では、議会提案の条例にしても、運用していくのは執行部であるから、当然事前調整はしていくことになるだろうということで、市長の意見表明の機会は必要ないのではないかと。しかしながら、議論の結果としては、この検討課題については完了とはせず、引き続き議論していくことが確認されております。

次に、資料の1の1をご覧くださいなのですが、こちらにつきましては県内に限っておりますけれども、他市議会では政策条例を議会で立案されて、議決を経て、実際に施行しておる議会が幾つかあります。聞き取りを行いましたところ、特に四日市市議会などは議会提出議案の実績がたくさんございます。理念条例や、当然事務事業に係る条例の制定もされているんですけども、この大きく「無」と書いてあるのが、市長の意見表明の機会の有無でございます。その下に書かせていただいているのが議会提案条例制定の流れということで、どういうふうにしていくかということ、例えば、四日市ですと議員政策研究会という組織で政策をまず発案して、条例化の必要性について議論、その中で

担当部署と協議をすると。その結果、全体会で議員全員に報告して、条例制定の必要性が認められた時点で特別委員会を設置して、その中で担当部署と協議。条例により必要となる予算については、条例議決後に措置という流れがある中で、基本的にはやはり条例案を検討していく段階で執行部との調整があるということで、市長の意見表明をしてもらおうという発想はないということでした。

他市議会では、そんなに数は多くないですが、特に名張市議会でも同様に条例案の段階から執行部とのやり取りがあるので、市長に対する意見表明の機会には積極的に設けていないということだと思います。

なお、本市議会の先ほどの子どもの権利に関する条例の案の検討に当たりましては、現時点で3月13日の開催予定の政策検討部会で、市の関係部署から子どもの権利に関する条例規則等や、子どもの権利を守る取組についてやり取りがある予定ということで、執行部との関わりが始まるのかなという状況でございます。

この検討課題については以上でございます。

**○部会長（服部孝規君）** 今、事務局から説明がありましたように、基本的に執行部との協議を前提に政策条例づくりをやるということが基本にあるので、そこで市長の意見というのも反映されるということで、あえてこれを制度としてつくる必要はないんじゃないかなあというふうに私は思うわけです。今回、資料として5市の例が挙げてありますけれども、こども全て担当部署との話し合いをした上でつくっていると。こういう過程を踏んでいけば、特に市長等の意見表明というものを取り上げる必要はないのかなあというふうに思うんですが、いかがでしょうか。ご意見をお聞かせください。

鈴木委員。

**○部会員（鈴木達夫君）** 何度もすみません。

今の説明といたしますか、ほかの団体あるいはぎょうせいからのアドバイス等を見ると、事前協議あるいは調整は当然されるであろうから、議会からの提出議案に対する市長の意思表示の位置づけをしっかりとすべきか、すべきでないかという議論は要らないというように判断をさせていただきました。

当然、例えば事前協議の中には予算編成とか予算の執行権とか、あるいはいわゆる市長の執行権、あるいは総合計画とか基本構想と著しく乖離しているとか、そういう定義が事前協議の中に私は入るであろうという判断をしているんですけども、当然具体的には3月14日ですか、子どもの権利に関するものが執行部からの聞き取りをする。それがイコール市長との事前協議の一つだという判断をすれば、今部会長がおっしゃった形で特別な位置づけは必要ないであろうというような判断をさせていただきます。

**○部会長（服部孝規君）** ほかの方、どうですか。

森委員。

**○部会員（森 美和子君）** 私も先ほどの事務局の説明の中のカルテの対応内容や議案の定義、それから他市の事例を聞いて、必要ないかなと思います。

**○部会長（服部孝規君）** ほかの委員さん、どうですか。

伊藤委員。

**○部会員（伊藤彦太郎君）** 私も必要はないと思っています。執行部との調整云々の話もありましたけれども、やはり一番大きいのは事務局からも説明ありましたが、市長が再議権を持っていることですね。そのくだりにもこの2ページにもいろいろ書いてありますけれども、何らかの形で議決された

けれども、こんなの本来はすべきでないみたいなことは、長である以上幾つかの場面でも言うことはありますし、実際ちょっと事情は違いますけれども、旧関町のときに直接請求に対する議案提出、合併ですけれどもね、に対する住民投票について、長が基本的に提案するんですけれども、これについてはこれは可決すべきではないという意見を言いながらというふうなものもありましたもので、それが実際どうやったかというのは別なんですけれども、長がその議案に対して意見表明ぐらいのことはどこでもできるというような感じでしたので、やはり議会としてはそういったことも全部含めて提案しているという前提なので、これは当然手続として長の意見表明というのは必要ないと思います。

**○部会長（服部孝規君）** よろしいですか。

このカルテの現状分析のところを書いていますが、現条例の中で議員提出議案に対する市長等の意見表明については認めていないという条例になっておりますので、あえてこれについて新たなものをつくるということはしないという確認でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

**○部会長（服部孝規君）** それじゃあ、これはそういうことに扱わせていただきます。

それから次に移ります。

（２）と（３）がちよっと共通する項目がありますので、まとめて事務局から提案をしてもらいます。

**○議会事務局員（村主健太郎君）** では、検討課題の議会の情報化についてと子ども議会の実施について、続けて説明をいたします。

まず、資料２の検討課題カルテ３６をご覧ください。

こちらのほうは議会の情報化についてでございますが、４枚ありますが、最後の４ページ目に青文字で書かせていただきましたのが、現在使用しているタブレット端末については令和３年度での更新を予定し、令和２年１０月に必要な予算を要求することから、次期タブレットの仕様や運用等について検討するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し、検討することとすると追記させていただきます。

次に、資料３の検討課題カルテ（案）をご覧ください。

こちらは、子ども議会の実施という検討課題として新たにカルテを作成いたしました。

検討内容といたしましては、対象や実施手法等の検討でありまして、この検討課題に対します議会基本条例の関連条項といたしまして引用いたしますのが、第４条、議会運営の原則の第３項で議会は市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めることを規定しております。それから、第１０条、市民の参画の第５項には、議会は議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するとしております。

関連条項としてこれらの条項を抽出はしましたが、当市議会の子ども議会をどのような形式で実施するか、子どもの年代等についても今後の検討事項となりますが、どのような形にしても恐らく子ども議会を実施する基本的なスタンスとしては、この市民の多様な意見の市政への反映や市民との意見交換の場を確保することが条例と整合する部分であろうと考えました。

現状分析といたしましては、これは現在の子どもや若年層と亀山市議会との関わり方ですが、議会ホームページにキッズページを設定している。議会だよりの表紙に高校生が参画している。それから事務局ではございますが、市内小学校の市役所見学の折に議場で事務局から議会について説明してい

る機会がございます。

議論する内容といたしましては、子ども議会について対象、実施手法、開催時期等を検討しております。

対応内容といたしまして、子ども議会の実施につきましても先ほどのプロジェクトチームで検討していくこととされております。

続きまして、これら2つ、議会の情報化と子ども議会に関わりまして検討部会の下部組織として今般プロジェクトチームを位置づけるため、内規（案）を検討しましたので説明をいたします。

資料4をご覧ください。

検討部会の内規（案）でございます。

現在、議会改革推進会議規程の中で推進会議の補助機関としてこの検討部会の設置がうたわれておりますが、プロジェクトチームにつきましては、検討部会の運営形態の一つとして規程とは別に内規を整備して位置づけるものです。

形式といたしましては、検討部会の運営に関する必要事項を定める内規として、その中で現在設置の必要があるプロジェクトチームを置くことができることを規定するものです。

第1条、趣旨でございます。この内規は、亀山市議会議会改革推進会議検討部会（以下「検討部会」という）の運営に関し、亀山市議会議会改革推進会議規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2条、プロジェクトチームの設置等。検討部会は、その所掌事項に係る専門的検討（以下「専門的検討」という）をさせるため、検討部会にプロジェクトチームを置くことができる。

2項、プロジェクトチームは、リーダー及びチーム員をもって組織する。

3項、リーダー及びチーム員は、部会員のうちから部会長が指名する。

4項、プロジェクトチームは、専門的検討を行い、その経過及び結果について検討部会に報告するものとする。

第5項、プロジェクトチームは、専門的検討が終了したときに解散する。

その他といたしまして、第3条に、この内規に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は部会長が検討部会に諮って定めるといたしまして、附則で、この内規は決定が出来次第施行するという規定でございます。

このプロジェクトチームにつきましては、検討事項について事前調整を諮る場でありまして、フリートーク形式することから、会議の経過は要点筆記等で対応させていただこうと思っております。

検討部会のプロジェクトチームについては以上でございます。

**○部会長（服部孝規君）** 前回、プロジェクトチームを設置してはということで話をさせていただきました。特にタブレットに関しては、前回購入時にプロジェクトチームをつくって機種を決めていったという経緯がありますので、今回もそういう形でいいんだろうと思うんですけども、子ども議会についても、これは初めてやるもので、いろんなことを検討する必要がある。例えば、対象は小学生にするのか、中学生にするのか、高校生にするのかとか、時期は平日なのか、土・日なのかとか、いろんなことを案として出さなければなりませんので、その辺のことを検討部会で一からやるよりも、こういうプロジェクトチームの中でたたき台をつくってもらって、それを検討部会に出していただいて、最終的に検討部会の中で決めていくという形を取ったほうが効率的なのかなという思いがありま

して、このタブレット端末と子ども議会について2つ、検討部会の中のメンバーでプロジェクトチームをつくろかなあという提案です。

人数的には3人程度かなあと、1つのプロジェクトチームについて、ぐらいを考えています。希望者があればもっと多くてもいいと思うんですけども、そんなことで進めていきたいと思います。

まず最初に、一応内規では部会長が指名することになってはいますが、改めてもう一度、私はこのプロジェクトチームに参加をしたいという思いがありましたら、まず皆さん方の希望をお聞きしたいと思うんですが、いかがですかね。

なければ、こちらのほうでさせていただきますけれども。

副部会長。

**○副部会長（今岡翔平君）** 多分、前の議事録にも残っていると思うんですけども、子ども議会のほうのプロジェクトに参画をさせていただきたく、願わくはリーダーをさせていただければなあというふうに。

1つ、内規のほうで質問なんですけれども、検討部会の部会長が部会員のうちから指名するというふうに3項でなっているんですけども、これは前のときは、ほかにも向いている人とか、ここにいる人を呼んで来られるという話が出ていたと思うんですけど、そこから話が変わったという認識でよかったですかね。

**○部会長（服部孝規君）** まず、それから答えます。

検討したんですけど、やっぱりそれをしようとする、ほかのところもいじらないと、勝手に、要するに例えば部会員以外の人をプロジェクトのメンバーにするというのは簡単ではないようです。部会のことに対して部会員のあれはできるけれども、部会外の人間を部会内のプロジェクトチームのメンバーにするというのは、それなりの決めにちゃんとしないとできないということもあわせて、あえてそこまでせずとも、このメンバーでたたき台は出したらどうかということ、今回は部会内のメンバーでというふうにさせてもらおうかなということなんですけれども。

草川委員。

**○部会員（草川卓也君）** 私も希望を言わせていただくと、タブレット、そして子ども議会のほうも参画できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○部会長（服部孝規君）** ほかに、特に希望ありませんか。よろしいか。

伊藤委員。

**○部会員（伊藤彦太郎君）** 私はタブレットというか、情報化のほうにお願いしたいですね。

**○部会長（服部孝規君）** よろしいですか。

それじゃあ申し訳ないんですけど、タブレットは今、草川委員と伊藤委員がありまして、もう一人、前の経験者ということで森委員にも入っていただけませんか。

それじゃあ、その3人の方でお願いをしたいと思います。前回の経緯もありますので、その辺がよく分かってもらっているんで、森委員には入っていただきたいということです。

それから子どものほうですけども、今岡副部会長が、私もリーダーでという思いがありますのでぜひやっていただきたい。それからもう一人、草川委員と、あとできればもう一人ぐらい子ども議会のほうのメンバー欲しいんですけども、どなたか。

じゃあ鈴木委員ということで、3名にプロジェクトチームをお願いしたいと思います。

先ほど言いましたように、特に会議録をきちっとつくってどうこうというものではないので、3人さんの日程を合わせていただいて、相談していただいて、検討部会にある程度、どの段階でも結構ですけれども、ある程度報告できるという段階になったときに上げていただくという形でいいかなあと思います。

特にこちらで時期をどうこうというのは言いませんけれども、一応1年の間で何とかという思いがありますので、タブレットに関してはもう時期が決まっているので、それはしなきゃなりませんけれども、子ども議会についてもこの1年の間で実施をできるようにということで取り組んでいただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、タブレットプロジェクトチームのリーダーですが、伊藤委員。年長のゆえをもちまして。森さんは前回の経験者ということで入ってもらうもので、できれば伊藤委員のほうで。

○部会員（伊藤彦太郎君） 分かりました。

○部会長（服部孝規君） お願いします。

それじゃあ、子ども議会のほうは今岡副部会長がリーダーと、タブレットについては伊藤委員がリーダーということで進めていただきたいと思います。これは検討をそれぞれ待ちたいと思います。

4番目に入りたいと思います。

所管事務調査結果の報告について、報告をお願いします。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは説明をいたします。

（4）の所管事務調査結果の報告についてといたしました、こちら新規検討課題でございますが、カルテを作成いたしました。

資料5の検討課題カルテ（案）でございます。

検討内容は、所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告について検討することとしております。

タイトルは、所管事務調査結果の報告についてでございます。

この課題に対する議会基本条例の関連条項といたしましては、第4条、議会運営の原則の第3項、議会は市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。併せて第6項には、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないとしておりまして、常任委員会の所管事務調査の根拠でもあります。

そして、第10条第1項や第5項では、議会は市民に対し、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たすこと。それから、議員及び市民が自由に情報及び意見交換ができる場を設置することを規定しておりまして、このあたりが所管事務調査の提言後の市民への報告の中に整合してくるのかなというふうに考えます。

現時点で、この所管事務調査の結果報告につきましては、所管事務調査の中の位置づけなのか、あるいは議会報告会的なものとして位置づけるのかについては定まっておりますが、議会報告会の扱いにつきましては完了と検討課題はしておりますことから、今回新規でこの検討課題を1個上げております。

現状分析のところをご覧いただきたいのですが、あくまで議会報告会の扱いにつきましてはこれまで2ステップ論として、すぐに報告会を開催するのではなく所管事務調査の中で市民と意見交換を行い、市長に政策提言を行うこととしており、実際にそのようにしてきております。

2枚目をめくっていただきまして次のページですが、今も所管事務調査終了後は、毎年10月に市長に政策提言を行い、意見交換をした関係団体には所管事務調査の報告書を送付しております。

直近の整理といたしましては、検討課題である議会報告会につきましては、所管事務調査で実施している団体との意見交換会を充実、発展させることとしたということでございます。

前のページに戻っていただきまして、議論する内容といたしましては、所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告を行うことの是非について検討する。それから、所管事務調査の提言後における報告について、開催時期や実施手法等を検討するということでございます。

課題カルテにつきましては以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 説明は以上のとおりです。

まず1つは、報告会として位置づけをするのか、それから所管事務調査の一連の流れの一つとして位置づけるのかという問題なんです。

私は、これはもう所管事務調査の結果の報告を市民に、いわゆる文書でなくして対面でやるという意味で、所管事務調査の流れの一つとして位置づけてはどうかというふうに考えておりますが、皆さん方のご意見をお聞きしたいと思います。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 事務局のほうにちょっと教えてほしいんですが、所管事務調査をやっているときに市民団体に来ていただいて意見を伺いますよね。終わったら、この最後のほうに、所管事務調査報告書を送付しておると、団体さんに。送付した相手から、内容を見て何かアクションが過去にあったかどうか。

○議会事務局員（村主健太郎君） 送らせていただいて特段向こうから反応があったということはちょっと存じ上げておりません。

○部会長（服部孝規君） 渡邊課長。

○議事調査課長（渡邊靖文君） 委員長のご判断で、直接団体さんのところへ報告書を持っていったケースも過去にございました。そのときは団体との意見交換で出た意見というあたりが、当然団体の方もきちっと明記されたかどうか、その辺のご確認はされたことはありますけれども、それに対してじゃあこの提言事項がどうなんだというところまでは実際意見は出ていないというところですよ。

○部会長（服部孝規君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） こういうふうな報告をやるんやったら、最後の締めくくりですわね、それやったらペーパーを郵便で送って終わるというんでなくて、こういうふうに報告会というものをやるんやったら、やはり最後の締めくくりとして、来ていただいた団体の人にこっちから直接顔を合わせて、こういうふうになりましたよと。そうすると、ちょっと私らの意図とは違うわとか、いろんなことがあるか分からんのやけれども、それはやっぱりやってもええかと思えます。

○部会長（服部孝規君） ほかに。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 私も岡本委員のおっしゃるように、何らかの形で伝えるということは大事ですし、この間の決定事項の、あくまでも所管事務事業の意見交換会を発展させるというような話でしたので、そういう意味ではもうそういうやり方。一堂に会するのかとか、直接やるのかとか、それはおいおい運営の中で考えていったらええと思えますし、ただ一方で、広く周知する云々の話につ

きましては、これはやっぱり広聴広報の問題でもあるとは思っていますので、先日もセミナーを受けさせてもらったときに、かなりその辺の広聴広報がポイントになってくるということでしたので、実際その会を行うかどうかというよりも、広聴広報でどういうふうに表示して、どういうふうに市民に理解してもらおうかというのは非常に重要な問題だと思いますので、その辺は今日も委員長が副会長としていらっしゃいますけれども、やはりそういった部分で広聴広報でやっていく部分も充実していくように副会長のほうから提言していただければと思います。

○部会長（服部孝規君） 他にありますか。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 議会報告会については、もうこのカルテでは終了したということで、所管事務調査の提言内容に関しては、非常に1年間皆さんが一生懸命取り組んでつくった内容ですので、私はやっぱり広く周知していく必要はあるのかなあとと思います。

それは所管事務調査の中で意見交換をした団体だけでなく、そこに限定しなくても、聞きに来ていただく市民の方は別に聞きに来ていただいたらいいのかなあとと思います。

○部会長（服部孝規君） ほかに。

草川委員。

○部会員（草川卓也君） 私も森委員と同じで、所管事務調査の過程で報告というのはやはりあったほうがいいと思いますし、対象も関係団体に限らず、広く報告できる形を取ればいいのではないかなと思います。

○部会長（服部孝規君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） その相手を我々がご意見を伺った団体に限定せんと、それ以外の方というのも大事やと思いますけれども、やはりそれには前から議会報告会でいろいろ意見が出たように、やはり伺った相手をまず必ず案内を出してきていただくと。それ以外の方も入っていただくようにせんことには、せっかくやったはええが、だんだんと先細りになるとか、それが議会報告でも必ずついて回るもんやから、そういうふうな二段構えで皆さんにアナウンスするというのは僕は要ると思うんですよね。

○部会長（服部孝規君） 副部会長、いかがですか。

○副部会長（今岡翔平君） 意見交換をして報告書を送っていた団体さんというのは、そこに限定するかほかの人を入れるかは置いておいて、やっぱり直接報告はしたいなあというふうに。やっぱり書類を送るだけと対面で会うのは全然違うと思うんで、多分団体さんによっては、その送られてきたものに対して意見を言ってみたいと思うかもしれないですし、もちろん忙しいとかということもあると思うんですけど、1回そこは会ってみたいなあというふうには思いますね。

○部会長（服部孝規君） 鈴木委員、意見は。

○部会員（鈴木達夫君） 前回、このメモしてあるのを見ると、調査・研究を市民に返す場をという表現があったと思います。それで一応、この調査・研究については議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる、いわゆる広聴の部分でどういうふうにも充実するかということの結論として引き続き調査・研究を、当初から意見交換を意識しながら、あるいはその場もこちらからできるだけ出向いていくということをもってして、広聴機能を高めるということの中で進んできた議論だと思います。

今のをいろいろ聞かせてもらったんですけど、やはり僕は「こんにちほ！市議会」、あるいは議会だよりの扱いが少し、今までこの所管事務調査についてはちょっと薄っぺらいかなあというふう思うんですね。だから、この部分をとにかく充実すること、それから提言したことに対して特に意見を頂いた方にはしっかりと、方法の手段は別として、報告はすると。願わくは、それをもってまた何らかの意見交換等まで進めばいいということだと思っただけなんですけれども、ただ時期的に、9月の議会で市長に提案をしながら、なかなかその後、日程を調整しながら、我々の常任委員会の任期の中で本当にタイトなスケジュールになるんじゃないかなあという思いもちょっと浮かんだと。だけど、およそ今の流れの中で何らかの方法でしっかりと、先ほどの市民に返すという方向性は私はいいかんと思うんです。時期的にどうかなあという。

**○議会事務局員（村主健太郎君）** 1点だけすみません。

議会改革推進会議で決定されたのは、今やっている所管事務調査の関係団体との意見交換会、これをまず出向こう。それから、できるだけ早くに市民の方にお知らせをして、傍聴に来てもらうことでその内容を知ってもらう。ただし、傍聴者は発言はできません。だから、市民の方は意見交換の対象ではないです。

この課題で上げている所管事務調査の結果報告というのは、これとはまた別の観点から出てきたことで、提言をした後に、その委員会でもって市民さんのほうに報告をする。関係団体は当然お声かけはするんですけども、今度は市民さんに声をかけたときに、その方々がまた傍聴に来てくださいよなのか、いわゆる議会報告会的な側面というのはシティーミーティング的にそのテーマで市民の方も来ていただいて意見をやり取りするということになってくるということで、それをするかどうかでまた別のものということで、連続しているようで、取扱いとしては時期も違いますし、そこで提言後に市民さんに報告をして、関係団体や市民さんからの意見を聞くとしても提言をした後ですので、政策的な要素というのはじゃあどうしていくのかとか、その辺の部分もはらんでくるかとは思っていますので、混同しがちなところあるんですけども、このカルテは後者の提言後の報告ということに限定して考えてはおります。以上です。

**○部会長（服部孝規君）** 以上、整理してもらった幾つかの論点があって、1つは広聴機能としての位置づけをしてはどうか。例えば、市民の方に入ってもらってはどうかというのが1つと、それからこれは正・副委員長会議で年度当初に所管事務調査については打合せもし、スケジュールも決めていくということになるんで、その中の流れの一環ということであれば、やっぱり正・副委員長会議が主になって決めていくべきことかなあというふうにも思うし、その辺のところ、例えばこの検討部会と正・副委員長会議の関係をどういうふうにするのかという問題。

それから、鈴木委員も言われたように、時期的にはもう10月しかないんですわ。11月になると改選になるんで。ということは、自動的に10月にやらなきゃならんということが果たして可能かどうか、時期的な問題やね。その辺のことが出てくるのかなと思うんですけども、そういうような問題を含んでいますので、これをどういう形で、所管事務調査の流れの一環としてということについては皆さん大筋オーケーやと思うんですけども、今言われたような問題点をどう整理をしていくかということについて、例えばもっと議論をしてその点を整理していこうということになるのか、その辺の方向性についていかがですかね。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 前回提案をされまして今回2回目ということで、もう少し自分自身知恵を絞って、だからこの議題については持ち越しということで。

○部会長（服部孝規君） ほかにありますか。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） さっき村主さんが言われたような、もっとミーティングしましょうみたいな話になったときとかの話もありましたけど、そもそもこの所管事務調査の充実という形というふうに話を持っていった一番の理由は、ミーティングでさらなる議論をというふうに盛り上がりというのがないだろうという話で、そう持っていったはずなんです。そういう意味では、そういう話が出てくるんやったら、これはこれでまた歓迎すべきことではあるんで、そのときになって考えたらええと言ったら乱暴ではあるんですけども、今のところはあまりそういう、今まででも常任委員会の判断でそれぞれに任される部分もありましたんで、当然正・副委員長会議の決定という、各委員会の判断というのは尊重しながらも、一応全体的には方向としてはこういう感じなんやというのをこっちが決めていってもいいんじゃないのかなとは思いますが。

でも、最終的にはやっぱり議長の判断とか、その辺になってくるとは思います。

○部会長（服部孝規君） このメンバーの中にも正・副委員長をやってみえる方が見えるんで、その辺、正・副委員長としての立場から言うとうろかなというのはどうですかね。どんな形になっても正・副委員長が仕切ってもらわないかんということになるんでね、これは。

今日結論を出すわけやないんで。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 広聴機能を充実させるという広聴広報委員会が1つと、あと3つの常任委員会ということがあって、常任委員会の正・副委員長の意見というよりも、どなたも常任委員会に所属するという可能性があるんで、私1回皆さんで、初めてこういうことが出てきているので、全体会の場でご意見を聞いたら何か出ないですかね。こういう議論が今出ているということを通認識として知っていただいて、何か意見を頂くということはどうなんでしょうか。

○部会長（服部孝規君） 会長、どうですかね。全体でということですけど。

○会長（小坂直親君） 今、話しておるのは、議会報告会をやるかやらんかという前提の中に入っていらっしゃると思うんで、ちょっとそれはこれまで議論したのと違うと思います。あくまでも常任委員会で所管事務調査に協力してもらった人に説明をするということで議会報告会になるんじゃないかということとどまっておるわけやな。だから結局、広聴広報で不特定のそれ以外の市民を入れるとなると、それはなかなか難しいと思う。というのは、せつかく1年間調査したといっても、結局執行部がそれを可能にするか、それは全然分からへんわけやな。そこを言われたら議会としては困るわけやわさ。提言はしたけど実行せんでは何も意味ないわけやな。提言だけするだけの話をしても市民は納得せんと思うのや。だから、議会報告にってしまうと返答に困るし、難しいと思うんで。

ただ、今まで議論した中身について知っておる人だけには、そういう提言をしたということを説明することはええと思う。それでとどめておくと、議会報告会の広聴広報に踏み込んでしまうんで、ちょっとその辺は整理する必要があるかなと思います、私は。

○部会長（服部孝規君） 確かにこういう提言をまとめましたという報告をしたときに、参加してもらっておる市民の中から、いやいや、こんなも入れておくべきちゃうのかと出されたときに、それ

についても報告としてまとめてあるものに入れるという返事もできないし、かといってその意見も捨て難い意見であれば、それはそれで尊重したいという思いもあるけれども、それを受けてしまうとそれをどう生かすのかという問題にもなってくるので、そこらあたりが生きるような仕組みを持っていないと、聞いたはいいけれども、聞きっ放しで終わってしまうというのにもかえってまずいかなと思うし、そこらはどういうふうに、会長が言われたようにその辺のところもちゃんとやらんと、聞いてそれを生かせるならええんやけれども、それが生かせないような状態で議論ができないというのかな、あくまでも提言の中身について説明は幾らでもできるけれども、提言に盛り込まなかったことを、例えばこれも入れよという話になったときに、いや、それはもう入れられませんということしか答えられやんと思うんですね。だから、そういう場合に、果たしてその人に来てもらっておって、市民の立場からすると満足がいくのかなと。もっとフリーに話をして、皆さん方の意見を今後こういうときに生かしていきたいというようなことなら聞く場もあるんやろうけれども、もう提言としてまとまったものを説明するだけなら、そこまでやるとかえってまずいかなと思ったりもするんですけど、その辺のところの意見を聞きたいですけど、どうですかね。

**○会長（小坂直親君）** そうやで、その辺をもうちょっと整理してからでないと、今度も23日に駅前開発について広報に載せたわな、聞いてくださいと。どういう形で意見に答えられるのか、答えられないのか分からんわけやな。だけど、あんなふうにして議会の所管事務調査の説明会をしますということを常任委員会のやつを出しても、来てくれる人は来てくれるやろう。しかし、意見がまとまらなんだら恥をかくのは議会のほうやでさ。予算決定権は持っておらんわけやでさ。その辺が、23日も今度駅前の説明会があるけど、どういう説明をするか私は興味あるんやけれど、こんなことやってしまうとかえって不信感が募るで、もう少し今の正・副委員長会議で進めておる範囲内で現在はとどめて、もう少し検討した結果で、どういう方向で進めるかということはまだ検討してもらったらいいと思うんやけどな。

**○部会長（服部孝規君）** 森委員。

**○部会員（森 美和子君）** 会長が今思っている調査・研究に対する、提言に対する意見の表明の場というのは、どんなイメージをされているのかというのがちょっと分からないんですけど。

**○会長（小坂直親君）** 今までの正・副委員長会議で決まったように、要するに聞き取っていただいた関係団体へ説明責任を果たすべきやと。その程度で今は止まっておるということで、それで今のところはいいと思うんです。それを一般市民も入れて広聴広報まで行くと、またこれは出発点が違うやないかというのが私の意見。それであればもう一遍議論すべきであって、今までせっかく聞き取った関係団体へ説明責任を果たすべきやないかと。それを呼びつけて話すんやなしに、こっちから出向いて説明責任を果たすということを私は言うておるんであって、その範囲内で今はとどまっておるのと違いますかというだけのことです。

それを今は一般市民を入れないかと皆さん言うておるけど、それをしようと思うとまた難しくなるやろうと。することはやぶさかではない。だから今度の23日みたいに、ああいうやり方で広報にぼんと載せてやることでいいかも分からんけど、それには今度答弁する中身が、我々それに決定権がないんで、そこまでは質問されたときに困るんじゃないかというだけのことで、それはそれでまた別の段階で議論すべきであるというふうに思っておる。

**○部会長（服部孝規君）** 分かりました。

森委員。

○部会員（森 美和子君） ただ、そうすると、今までは提言ができて、それを送っていて終わっているのを自分たちが出向いて報告したとしても、さっきおっしゃったように、じゃあそれを提言としては説明はできますけど、その後のあれは本当に、何か向こうから意見が出た場合の取扱いは物すごく難しくなるかなあと。

例えば保育のことで意見交換をして、提言の内容を言って新たにこういうことも考えてほしいということがあれば、また新たに次の機会にでも調査研究としての材料としてはできることはできるのかなあとと思うんですけど、何かちょっとあまりイメージが。

○部会長（服部孝規君） 鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） ちょっと私、総務委員長をさせていただいたときの経験なんですけれども、実は計画の中で行財政改革推進委員との意見交換会を予定していたところ、たまたま任期の更新の時期に、あるいは日程が合わずに、ばたばたした形の中で実行できなかったという経緯があるんです。その中にあっても、いわゆる各課に対する新たな財源を求めるというテーマでやったんですけれども、これを意図して行財政改革推進委員の会合の後、短い間ですけれども、こういう形でまとめ上げましたという報告をしたことがあったんですけれども、当然先方から意見等々はその場で報告だけですのでなかったんで、私は実感として、そういう場へ私が出向いて報告をしたという経緯とか軌跡というか、これが非常に大切なポイントかなあとというのが実感は今思っています。よかったなあと思っています。

○部会長（服部孝規君） 会長も言われたように、もともとの出発点は、いわゆる書類を送って今終わりになっているやつを、もう少し丁寧に対面できちっと報告をするということを取りあえず進めると。その中で、例えばそれを1回、2回重ねていく中で、もっと広聴広報的な意見を言われるような、もっと団体以外の市民も入ってもらえるような形のことを考えていったらどうやというふうなことに発展させていくのであれば、また別のものとして議論していくということはどうかなと思うんですけどね。

取りあえず、そのことを絡めて議論していくとなかなか答えが出にくいんで、取りあえず今年度については、やるとすれば所管事務調査の提言を対面で報告をさせてもらいますという場をつくるかどうか、ここで一旦踏み出してはどうかなと。

草川委員。

○部会員（草川卓也君） そこに市民の傍聴は可能なんですか。

○部会長（服部孝規君） 傍聴はええか分からんね。

○部会員（草川卓也君） この前決めた議会報告とそこで統一すればいいんじゃないかなあとという感じはします。

○部会長（服部孝規君） どうですかね。

副会長。

○副会長（新 秀隆君） 私も取りあえずやってみて、その結果を見て、改善したり進めていけばいいと思うタイプなので、部会長がおっしゃられるように1回やってみたらいいと思います。

○部会長（服部孝規君） 会長は傍聴までは言わへんでね。どうですかね。

○会長（小坂直親君） 僕はそれをするともう、周知の仕方をどうやってするやということになって

くる。もう不特定多数になると思うんで、あくまでも議会報告会に代わるということということで進めるとい、この所管事務調査はするということで一旦収まっておるわけですね、今現時点で。議会報告会、これをもって代える、現時点では。だから今、この時点で収めておくべきやないかというだけのことです。

それでとどまっておるわけで、その流れの中で議会報告会として収めるんやということでスタートするわけやで、それで一旦収めてみてやってみた結果で、それは次の議論にしたらいんやないかというだけのことです。

○部会長（服部孝規君） 分かりました。

今日結論を出さずに、再度、次回議論したいと思います。大分煮詰まってまいりました。

それでは、最後の5番の項に移りたいと思います。

事務局、お願いします。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは、5番の本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方でございますが、こちらのほうにつきましては未着手の検討課題ということでカルテ上2つになっておりまして、資料6と資料7でございます。

条例の25条には、条例の検証及び見直し手続としまして、議会は市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとするという規定に基づきまして、検討内容としては、1つは条例の検証及び見直し手続の手順書の作成、もう一つは検証委員会の設置についてということが示されております。

1つ目の検証及び見直しの手続の手順書の作成とありますが、まずはどのような手法や作業が亀山市議会の議会基本条例の見直しになるのかを検討していく必要があるのかと思われま。

なお、本市議会では、条例施行後も各条項に規定された理念を実現化するために、この議会改革推進会議の検討部会を中心として検討課題に取り組むという実効性を担保する取組が行われてはおりますが、ここに書かれている条例の検証見直しとは、他市事例を見ますと、条例を一条一条見直していく、いわゆる逐条の検証でございますが、条文が現行の状況や体制に沿っているかを検証していく作業であると思われま。

ただ、市議会がこうあるべき、将来はこうなりたいという理念を議論の末に定めていただいた議会基本条例ですので、一概に現状と合わないから変えるというだけではないと思われま。

他市議会を見ますと、こういう見直し条項に基づく取組としては、議運や内部の検証委員会などの構成員が、どこを見直す必要があるかを意見を出し合って必要な検討をして、最後は議会全体として条例改正まで至るというケースが見られます。三重県議会や議運で視察に行っていた亀岡市議会などもされております。

次の検討課題の検証委員会につきましては、これは条例の目的が達成されているか検証して、適切な措置が講ぜられるよう答申なども依頼できる第三者機関的な検証委員会の設置についての検討とされております。

なお、平成26年に総務委員会が市のまちづくり基本条例を所管事務調査のテーマとしたときに、四日市大学の岩崎教授も入ってみえたまちづくり基本条例推進委員会と意見交換をしたとき、市のまちづくり基本条例には第6条で議会の責務というのが入っています。議会は市民の参画及び協働によ

るまちづくりを進めるよう努めなければならないと条例に書かれているので、総務の委員さんから、まちづくり基本条例推進委員会に、第三者機関的に議会の基本条例も検証するのはどうかという投げかけがあったら、やっぱり二元代表制が大事だから、やぶさかではないけれどもちょっと今ほど、やんわりとかわされたことがございました。そうでなくても、実際にはこの議会基本条例の検証に第三者委員会、外部の委員会をもって何かを諮問して答申を受けるというような取組をしておるところは全国的にも少ないところでもあります。

以上でございます。

**○部会長（服部孝規君）** 私のほうからは、この検討部会があることによって、いわゆる議会活動内で起こってくる様々な問題というのは提案も頂いて議論に載せることも十分できますし、そういう意味では個々の条例の項目一つ一つをあえて検討する場をつくらなくても、何らかの問題が生じているのであればここに出てくるという前提で、当然そういう問題があるということは条例にも何らかの形で影響するんだろうと思うんで、そこの見直しということにも当然入ってくるんだろうと思うんですけれども、そんな形でサイクルとして検討部会があって、その中にどんどん今の議会活動の中で生じてくる問題というのをすくい上げていっているんで、今この問題をあえて議論する必要はないのかなあと、現時点で、というふうにも思うんですが、いかがですかね。

やっぱりそれとは別に、こういう検証とか、条項の検討とか、そういう場が要するというふうにお考えですか。その点、意見を聞きたいと思います。

鈴木委員。

**○部会員（鈴木達夫君）** 第三者、外部を入れて検証委員会、究極はそこへ行くのかなと思いますけれども、実際この会議の在り方とか手法を見ている限り、カルテの積み上げであったり、それから進行でも事前の内容の確認をしながら、それから1年に1度、議会白書というものを全体の中で通しているという意味からおいては、かなり検証をやりながら積み上げてきたという印象はありますが、個々に様々な条文の中で、私もそうですけれども、議会基本条例に少しという首をかしげるところもありますが、これはまた私がそういうふうに思ったら、おいおいこういう検討部会の中で指摘をしていくということの中で、一定の割合、相当量の割合は解消できるように思います。

**○部会長（服部孝規君）** ほかにどうですか。

森委員。

**○部会員（森 美和子君）** 視察に来られた方への対応なんかに出させていただいたりすると、随分亀山市議会は進んでいるということを非常に自負しておりますし、本当にこの検討部会においていろんな議論がされて前に進めてきているということは思うんですけど、第三者委員会というのがどういう組織になるか分かりませんが、外部から見た目として亀山市議会がどうなのかというのは一度知ってみたいなのというの思います。今すぐということはいません。

**○部会長（服部孝規君）** ほかの委員、どうですか。

伊藤委員。

**○部会員（伊藤彦太郎君）** 私も議会改革の検討部会があるんで、実際そのフィードバックというシステムができ上がっておるので、本当にあえてやる必要があるのかなというのとは実感としてはあるんですけども、ただあえてやる部分で、実は自分らには必要ないんじゃないかと思っておった部分が浮き彫りになることもあるのかなという。実際、新人の方とか全く自分らとは違う観点で見ている可能性

もあるし、そういう部分であえてやってもいいのかもしれないなというのはありますし、でもそういう意味で言うんだったら、本当は検証委員会というのをつくるべきなんやろうなとは思いますが。

ただ、ちょっとその辺ですぐに、一遍やってみるという手もあるんですけども、多分その外部委員会をするにしても実際受け手がないとか、向こうさんが何のこっちゃよう分からんというような状況も多々あり得ると思いますし、今の中ではぎょうせいさんとか、さっき名前が出た岩崎先生とかにちょっと見てもらうとか、何らかの形であえてというのをしてもいいのかなという部分ではありますけれども、逆にそれをほんまにやっていくんかどうかというのをまた検討課題にしていくような世界なのかなあという気はしています。以上です。

○部会長（服部孝規君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 私は今、基本条例に伴ういろんなことを検討して、終わったのもありますが、着手中とか未着手というのがようけあるわけで、荷物の積み残しがね、その上まだこういうことをやっておいたらもうエンドレスの世界に陥ってしまうのではなかろうかと思うんです。ある程度目鼻がつくまでは、今の状況で続けてもええと思うんですけどね。

○部会長（服部孝規君） ただ、議会改革はエンドレス、多分。ゴールはないと思います。

あと、どなたか。

草川委員。

○部会員（草川卓也君） 市議会基本条例と議会改革はあまりごっちゃにし過ぎないほうがいいのかもしれないですけど、議会改革となると全国でランキングが出ていたりとかするじゃないですか。そこはある意味客観的な視点で、かつ全国の議会と比較されていると思うので、そういう情報を収集するということで、外部からの検証というのが一つ担保されるんじゃないかなあというのは今聞いて思いました。以上です。

○部会長（服部孝規君） 確かになぜこの順位なのかというのを見ると、この点がほかよりも評価が低いというのは分かりますのでね。だから、例えば議会報告会の評価が随分高いんですよ。だから、亀山市の場合は議会報告会をしていませんということなんで、その分が点数として低くなるという、そういうことが分かってきますので、外部の目というのは、一つはそういう形の見方というのは、確かに今亀山市は何位で、それはどの部分は、例えば広報の部分は高く評価をされているけれども広聴部分が弱いとか、そういうことはある程度つかめるとは思いますけどね。

この問題もちょっと次回に送らせていただいて、もう少し議論をしたいなと思いますけれども、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、以上で今日の日程は終わるんですが、そのほかで何かありますか。

（「なし」の声あり）

○部会長（服部孝規君） なければ、以上で議会改革推進会議検討部会を閉会します。ありがとうございました。

午後2時33分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 2 年 2 月 17 日

議会改革推進会議検討部会長 服部孝規